

一般社団法人
河内長野青年会議所

定款及び諸規定

一般社団法人河内長野青年会議所定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人河内長野青年会議所と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府河内長野市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、地域社会における政治・経済・社会文化等に関する諸問題を調査研究し、国内諸団体と協力して、日本経済の正しい発展を図るとともに、会員の連携と指導力の啓発に努め、国際青年会議所機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条 この法人は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、特定の政党のために利用し、又は利用させない。

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域社会の政治・経済・社会・文化に関する研究ならびにその進歩、発展に資する事業

(2) 社会奉仕に関する事業

(3) 青少年問題に関する事業

(4) 会員の指導力開発及び相互の親睦を図るための事業

(5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所及びその他の諸団体との提携

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号の事業は大阪府内において行うものとする。

第 2 章 会 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人は、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員

河内長野市及びその近郊に居住し、又は勤務する満 20 才以上 40 才未満の品格ある青年でこの法人の目的に賛同する者。ただし、年度中に満 40 才に達したときでもその年度中は正会員とする。

(2) 特別会員

正会員であった者で、満 40 才に達した日の属する年の翌年以降においてこの法人の会員となることを希望する者。

(3) 名誉会員

この法人に功労があった者。

(4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人又は団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 7 条 この法人の正会員になろうとする者は、正会員 2 名以上の推薦を得て理事会の承認を得なければならない。

2 特別会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の承認を得なければならない。

3 理事会は、この法人に功労があった者を名誉会員として入会させることができる。

(会費及び入会金)

第 8 条 正会員は入会に際して入会金を納入し、また会員は会費を毎年所定の期日までに納入しなければならない。ただし、名誉会員についてはこの限りではない。

2 会費ならびに入会金の額は、総会において定める。

(会員の権利及び義務)

第 9 条 会員は、定款に規定するもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を有する。

2 会員は、この定款その他の規程を遵守し、この法人の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(任意退会)

第 10 条 この法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出し任意にいつでも退会することができる。

2 会費納入前に退会を届け出た場合でも当該年度の会費は納入しなければならない。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名の決議がなされたときは、その会員に対し通知をするものとする。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 8 条の会費支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

- (3) 当該会員が死亡したとき。
- (4) 会員である法人又は団体が解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前条の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(種類)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事長及び副理事長並びに専務理事の選定及び解職
- (4) 監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、定時総会として毎年1回1月に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(定足数)

第 21 条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 23 条 総会において、正会員が代理人によって議決権を行使しようとするときは、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。なお、代理権を証明する書面の提出に代えて、電磁的方法によって当該書面に記載すべき事項を提出することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は当該書面を提出したものとみなす。

2 前項により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

3 この法人は、前項の代理権を証明する書面又は電磁的方法により提供された書面の記録を総会の日から 3 ヶ月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事の中からその総会において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

第 4 章 役員

(役員を設置)

第 25 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 18 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以上 4 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、総会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事会において定めたところにより、理事長の業務執行にか
かる職務

を代理し又は代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐し、常務を統轄する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなけ
ればならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調
査をすることができる。

(直前理事長及び特別顧問)

第 29 条 この法人に直前理事長及び特別顧問を置くことができる。

2 直前理事長は、理事長が指名し、総会において承認する。

3 特別顧問は、必要に応じて理事長が指名し、総会において承認する。

4 直前理事長及び特別顧問は、理事会に出席し、求めに応じ、意見を述べることができる。

5 直前理事長及び特別顧問の任期は、第 30 条第 1 項の規定を準用する。

(役員任期)

第 30 条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就
任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、選
任された

翌々年の 12 月 31 日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後
も、新た

に選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 31 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 32 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、正会員でない監事についてはこの限りではない。

2 正会員でない監事の報酬の額については、総会で定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 定例理事会は、毎月 1 回開催する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事長は、理事会の前日までに、各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催できる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

一般社団法人河内長野青年会議所運営規定

(例会並びに委員会の出席に関する事項)

第 1 条 1. 例会は各委員会 1 回以上、理事会で定める日時場所に於いて開催するものとする。

2. 委員会は原則として毎月 1 回以上開催する。

3. 正会員は例会並びに所属の委員会に出席しなければならない。

4. すべての会合に於いて欠席する場合はあらかじめ届出なければならない。

5. 本会議所の公務出張による欠席は出席とみなす。

6. 2 親等以内の冠婚葬祭により欠席する際は、理事長宛にその旨の届出があった場合に限り出席したものとみなす。

7. 他の青年会議所の例会に出席した場合は、当該青年会議所のアテンダンスカード（出席登録証）のある

場合に限り、本会議所のその月の例会に出席したものとみなす。

(附則) 本規定 第 1 条 第 1 項は、2021 年 1 月 1 日施行する。

(委員会に関する事項)

第 2 条 1. 定款第 5 条の事業遂行の為、次の委員会を置く。

◎総務広報交流委員会 ◎社会開発委員会 ◎55 周年記念事業準備委員会

◎褒章委員会 ◎入会審査委員会

(附則) 本規定 第 2 条 第 1 項は、2021 年 1 月 1 日より施行する。

2. 第 1 項に規定された委員会およびそれ以外の委員会の設置および廃止は理事会の決議による。

3. 委員長は理事のうちから、副委員長は理事または正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

4. 委員長は委員会を召集し、その議長となり会議の議事を記録し、書面をもって理事長に報告するものとする。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5. 委員会の事業実施事項については理事会の承認を受けなければならない。

(理事会出席に関する事項)

第 3 条 1. 直前理事長、顧問並びに出向者は理事会に出席する。但し、議決権を有しない。

2. 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(褒賞に関する事項)

第 4 条 1. 会員にして、本会の発展に特に功績があった者及び青年会議所の本質をよく体して社会的事業に貢献した者は、褒賞委員会で審査の上理事会の決議により総会に於いて表彰することが出来る。尚、褒賞委員会は正・副理事長、直前理事長、専務理事の 5 名以上 7 名以下で構成し、委員長は専務理事が担当（兼任）する。

2. 例会及び各種事業に於ける出席率の優秀な会員は総会に於いて表彰することが出来る。

3. 委員会活動に於ける優秀な委員会及び出席率の優秀な委員会は総会に於いて表彰することが出来る。

(事務局に関する事項)

第 5 条 1. 事務局の設置

本会議所の事務を処理するために事務局を置く。

2. 専務理事は事務局を統轄する。
3. 事務局には事務局長 1 名を置く。
4. 事務局長は庶務を処理する。
5. 事務局長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。
6. 細 則

前 5 項の他、事務局に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(財務局長に関する事項)

第 6 条 1. 財務局長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

2. 財務局長は予算・決算の確認をする。

(附則) 本規定第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項・第 3 項・第 4 項・第 5 項・第 6 項は、1989 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 2 条第 1 項は、1992 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 2 条第 1 項、第 5 条第 3 項・第 4 項・第 5 項は、1993 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 4 条第 1 項は、1994 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項は 1995 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 2 条第 1 項は、平成 8 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 4 条第 1 項は、平成 10 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 2 条第 1 項は平成 13 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 2 条第 1 項・第 3 項、第 6 条第 1 項・第 2 項は、平成 15 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 4 条第 1 項は、平成 18 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 2 条第 1 項は、平成 19 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 2 条第 1 項は、平成 21 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 2 条第 1 項は、平成 23 年 1 月 1 日より施行する

本規定第 2 条第 1 項は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する

本規定第 2 条第 1 項は、平成 25 年 1 月 1 日より施行する

本規定第 2 条第 1 項は、平成 26 年 1 月 1 日より施行する

本規定第 2 条第 1 項は、平成 27 年 1 月 1 日より施行する

本規定第 2 条第 1 項は、平成 28 年 1 月 1 日より施行する

本規定第 2 条第 1 項は、平成 29 年 1 月 1 日より施行する

本規定第 2 条第 1 項は、平成 30 年 1 月 1 日より施行する

本規定第 2 条第 1 項は、平成 31 年 1 月 1 日より施行する

本規定第 2 条第 1 項は、令和 2 年 1 月 1 日より施行する

一般社団法人河内長野青年会議所 役員選任の方法に関する規則

(選考委員の選出)

- 第 1 条
1. 毎年 6 月の例会に於いて出席正会員の投票によって選考委員を選出する。
 2. 選考委員の投票は全正会員の内より 6 名以内を連記する。
 3. 得票数上位 6 名を選考委員とし、得票同数の場合「くじ」で決める。
 4. 理事長は選考委員となる。
 5. 選考委員会は選出された選考委員 6 名と理事長の 7 名で構成する。
 6. 選考委員長は選考委員の互選によって決める。

(理事長予定者の選出)

- 第 2 条
- 選考委員会は、8 月総会の 17 日前までに理事長予定者を選出し、理事会へ報告しなければならない。

(理事予定者の選出)

- 第 3 条
1. 選考委員会は、原則として年間出席率 80%以上で、会費全納の正会員中より、理事予定者 7 名以上 9 名を選出する。
 2. 理事長予定者は、第 1 項と同一条件の正会員中より理事予定者 7 名もしくは 8 名を選出する。
 3. 第 1 項、第 2 項の選出は、8 月総会の 15 日前までに完了しなければならない。

(副理事長・専務理事予定者の選出)

- 第 4 条
1. 理事長予定者は選考委員会と協議の上、理事予定者の中より副理事長予定者 2 名以上・専務理事予定者 1 名を選出する。
 2. 第 1 項の選出は、8 月総会の 13 日前までに完了しなければならない。

(監事予定者の選出)

- 第 5 条
1. 選考委員会は理事長予定者と協議の上、原則として年間出席率 80%以上で会費全納の正会員の内より監事予定者 3 名以内を選出する。
 2. 監事予定者の内 1 名以上を役員経験者とする。
 3. 第 1 項の選出は、8 月総会の 13 日前までに完了しなければならない。

(直前理事長予定者の選出)

- 第 6 条
- 理事長予定者は当該年度の理事長を直前理事長予定者として選出する。

(顧問予定者の選出)

- 第 7 条
1. 理事長予定者は理事長経験者より顧問予定者を選出する。
 2. 第 1 項の選出は、8 月総会の 13 日前までに完了しなければならない。

(役員の決定)

- 第 8 条
- 役員の決定は定款第 16 条の規定により、8 月総会に於いて決定する。

(役員の補充)

第 9 条 1. 任期中に直前理事長、顧問を除き欠員が生じたとき、理事会に於いて、理事長の場合は副理事長より、

副理事長・専務理事の場合は理事より、理事及び監事の場合は正会員より予定者を選出する。

2. 第 1 項により予定者を選出した場合は速やかに臨時総会を経て決定する。

(附則) 本規定第 4 条第 1 項、第 7 条第 1 項は、1989 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 4 条第 1 項は、1993 年 6 月 17 日より施行する。

本規定第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条は 1994 年 7 月 21 日より施行する。

本規定第 4 条第 1 項は、1997 年 6 月 19 日より施行する。

本規定第 3 条第 1 項・第 2 項は、1998 年 6 月 19 日より施行する。

本規定第 4 条第 1 項は、2006 年 1 月 1 日より施行する。

一般社団法人河内長野青年会議所会員資格規定

(新会員加入審議に関する事項)

- 第 1 条
1. 新たに本会議所に入会しようとする者は、正会員 2 名以上の責任ある推薦がなければならない。
 2. 新入会員を推薦しようとする正会員は、入会希望者に確認の上、所定の入会申込書に必要事項を記載し、入会審査委員会に提出する。
 3. 入会審査委員会は推薦者が同席の上、入会の資格を審査し、その適否を理事会に答申する。理事会は答申に基づき審議をなす。入会承認の決議は 4/5 以上の賛成を得る事を要す。入会の審議は毎月・年 12 回とする。
 4. 入会を認められた入会希望者は（一社）河内長野青年会議所定款に定める入会金及び会費の納入を以て正会員の資格を得る。

(会費及び入会金に関する事項)

- 第 2 条
- 会員は入会に際し、入会金を毎年度所定の納期に会費を次の通り納付しなければならない。
入会金 金 30,000 円 会費 正会員 金 120,000 円
但し、入会年度会費は入会承認月の翌月から 12 月末までの額とする。
(金 10,000 円かける当該年度の残り月)
特別会員 金 15,000 円 賛助会員 金 30,000 円

(会費の納入に関する事項)

- 第 3 条
1. 会費は毎年 1 月末日迄と、7 月末日迄の 2 回に分けて納入することができる。
 2. 特別会員が 10 年間会費を納入以降は終身にわたり会費納入を免除する。
 3. 年度途中の退会については当該年度の会費を全て納入しなければならない。

(休会に関する事項)

- 第 4 条
- 病気又は海外出張等により長期に亘る欠席をよぎなくされる時は休会届を提出し、理事会の承認を経て休会することができる。但し、休会中の会費を納入しなければならない。

(除名に関する事項)

- 第 5 条
1. 定款第 8 条第 1 項に定める納入義務は、会費をその期間経過後 3 ヶ月を超えるも納入しない場合は、理事会の議決を経て勧告するものとする。
 2. 正当な理由なくして、例会及び総会に対し無届欠席連続 4 回以上若しくは、年間出席率が 40% 以下の場合は、理事会の議決を経て勧告することができる。但し、理事会はこの審議にあたっては、委員会各種行事等に参加している状態を勘案するものとする。
 3. 理事会に於いて、第 1 項及び第 2 項により勧告を行い、勧告後 1 ヶ月間に適切なる善処の意志表示及び行為なき場合は、理事会に於いて除名対象者とする。

- (附則)
- 本規定第 1 条第 4 項は、1992 年 3 月 19 日より施行する。
本規定第 3 条第 3 項は、1996 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第1条第2項、第3項は1996年1月1日より施行する。

本規定第2条第1項は、1998年1月1日より施行する。

本規定第2条は2003年1月16日より施行する。

本規定第1条第3項第4項・第2条は2009年3月19日より施行する。

本規定 第2条 第1項は2011年1月1日より施行する。

本規定 第2条 第1項は2020年1月1日より施行する。

一般社団法人河内長野青年会議所庶務規定

第 1 条 本規定は一般社団法人河内長野青年会議所定款に基づき事務局・会計・経理・旅費等の庶務に関する事項を規定する。

(事務局に関する事項)

- 第 2 条
1. 専務理事は、事務局の統轄、管理にあたる。
 2. 事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書を整理保存しなければならない。
 - (1) 本会議所の定款並びに諸規定 (永久保存)
 - (2) 本会議所の総会及び理事会議事録並びに決算書類 (永久保存)
 - (3) 本会議所及び日本青年会議所の会報とニュース綴 (永久保存)
 - (4) 本会議所内部だけの文書綴 (5年間保存)
 - (5) 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴 (5年間保存)
 - (6) 事務局日誌 (5年間保存)
 - (7) 会計諸帳簿 (5年間保存)
 - (8) 受発信簿 (1年間保存)
 - (9) 前各号に属さない文書綴等 (1年間保存)

(会計・経理に関する事項)

第 3 条 1. 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次のとおりとする。

- (1) 帳簿 総勘定元帳 現預金出納帳 会費徴収簿
- (2) 決算書類及び諸表

貸借対照表・未払金明細表・未収金明細表・収支決算書・事業報告書・監査報告書・剰余金(欠損金)処分計算書・予算対比収支対照表(月別)・財産目録

- (3) 伝票 入金伝票・出金伝票・振替伝票

2. 予算は理事会の決議を経なければならないが、案の決定に当たっては、各委員会の計画を尊重すると共に計算基礎を正確且つ具体的に然も実行可能であるように注意しなければならない。

3. 予算の執行は担当委員長の権限とするも執行にあたっては、事前に理事会にはかり所定の書類でもって起案し、担当副理事長、専務理事、理事長の捺印をもらい、後、効果的に運用するものとする。但し、予算の趣旨を逸脱するような場合は、総会の議決を経なければならない。

4. 単事業が終わったとき担当委員長は、速やかに計算書証憑及び関係書類を揃え捺印の上理事長に提出しなければならない。

5. 金銭の出納は専務理事の責任とする。但し、日常の経費にあてるため小口の現金を事務局に預けたり或いは事業活動の資金として予算の一部を担当委員長に前渡しすることは差し支えない。

6. 出納にあたっては次の証憑を揃え必ず起票し、これらの書類は期日に整理しておくものとし、入金した現金及び小切手は当日中に銀行へ預け入れ、手許の現金は事務局の小口資金を含め 5,000 円を超えてはならない。

- (1) 収入について発行した領収証の控
- (2) 支出については支払先の領収証

(3) 領収証徴収不能のものについては担当委員長が発行した支払証

7. 会計はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって、処理する。
8. 決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮受金等は原則として夫々該当する科目に振替え関係帳簿を照合且つ整理し銀行預金残高証明等証拠書類を作成しなければならない。この整理は専務理事の責任とする。
9. 理事会は専務理事より提出された決算書類を審議し監事の監査を受けなければならない。その期に生じた剰余金は理事会の決議により一部を積立基金に繰入れることが出来る。
10. 監事は定款第 28 条の規定に伴い予算執行の状況を監査すると共に次の事項を監査し総会に報告しなければならない。

このため必要な書類等の指示又は説明を理事会に求めることが出来る。

- (1) 決算書類の監査
- (2) 帳簿、書類、伝票及び証憑書類の照合
- (3) 現金及び預金残高の確認
- (4) 帳簿、書類、伝票及び証憑書類の整理保存の状況
- (5) その他の会計監査上必要な事項

(旅費に関する事項)

第 4 条 事務局員の公務出張はその実費を支給する。但し、公務出張の適否は専務理事の判断による。

(慶弔に関する事項)

第 5 条 1. 会員の慶弔に関しては次のとおり定める。但し、本人より専務理事宛に連絡する。

- (1) 会員の結婚 3,000 円 (又は相当品)
- (2) 会員及び会員の配偶者の出産 3,000 円 (〃)
- (3) 会員の病気 (入院等長期) 3,000 円 (〃)
- (4) 会員の両親及び子女の死亡 5,000 円 (〃)

2. その他の吉凶事に対する慶弔は理事長において決定する。

(附則) 本規定第 2 条第 1 項、第 3 条第 3 項・第 5 項・第 8 項・第 9 項、第 4 条、第 5 条は、1989 年 1 月 1 日より施行する。

本規定第 5 条第 1 項 (2) (3) (4) 2011 年 1 月 1 日より施行する。